

# 会 議 録

会議の名称	令和5年度第2回小金井市公共下水道事業審議会	
事務局	環境部下水道課業務設備係	
開催日時	令和5年11月7日(火) 10:00~11:00	
開催場所	小金井市本町暫定集会施設第1会議室	
出席者	委員	浦谷 規、楠元 克成、貞包 秀浩、南 恵子、 深澤 良彦、高木 和子
	その他	
	事務局	下水道課長 磯端 洋充、業務設備係長 井出 信綱、 工務維持係長 小林 君男、業務設備係主任 牛込 孝子、 業務設備係主事 田山 未来
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	0人	
傍聴不可等の理由等		
会議次第	別紙のとおり	
会議結果	別紙「審議経過」のとおり	
提出資料	別紙のとおり	
その他	なし	

## 1 令和4年度下水道事業経営戦略の進捗管理等について

下水道課長が資料1の「令和4年度下水道事業経営戦略の進捗管理等について」をもとに説明を行った。質疑応答における内容は以下の通り。

(貞包委員)

「(1)令和4年度の収支状況について」の中で、職員給与費について、企業会計と一般会計で計上しているものが分かっているのか、それとも全て企業会計で予算計上しているのか。また、収益的収支と資本的収支で職員給与費がどちらにも計上されているのは何故か。

(事務局)

下水道事業に従事している下水道課の職員の給与費は原則全て企業会計で計上しており、一般会計と分けていない。資本的収支に職員給与費が計上されているのは、建設改良費で新設や改築で資産化する時に、そこに従事した職員の給与費を間接費として計上するためである。

(深澤委員)

「(2)経営指標の分析について」のグラフ内の「類似団体平均」の類似団体の定義は何か。また、「企業債残高対事業規模比率」で類似団体平均は小金井市と比べ非常に高い数値であるが、これは積極的に管きよの老朽化対策を行っているということか。

(事務局)

類似団体の区分は、処理区域内の人口密度で区分されている。詳細な定義や、類似団体とはどこかなど、詳しい資料を次回の審議会でお出しする。類似団体の企業債残高対事業規模比率が高いのは二つのケースが考えられる。一つは積極的に管を取り換えているケースと、もう一つは財政状況が悪く、借りに依存しているケースである。

(楠本委員)

「(1)令和4年度の収支状況について」の繰越利益剰余金の計画値と決算値に大きな乖離があるが、これは何故か。

(事務局)

計画策定時に数値の誤りがあるのを見落とし、計画値が誤りである。実際は決算値とほぼ同額である。次回以降修正させていただく。

(浦谷委員)

「(2)経営指標の分析について」の指標の「管きよ老朽化率」が非常に高くなっているのが気になるが、これからの課題であるか。

(事務局)

昭和40年代から管きよの布設を開始したので法定耐用年数の50年を経過し、令和4年度でかなり上がっているが、今後の10年間でピークを迎え、老朽化率は更にあがっていく。今後は場合によっては借入れを起こして新たな施設整備に取り組み、老朽化率を改善していきたい。

## 2 下水道使用料減免基準の見直しについて

下水道課長が資料2—①と②をもとに説明を行った。質疑応答における内容は以下の通り。

(貞包委員)

対象を見直しする手続は何をもって変えるのか。

(事務局)

減免の対象の変更は下水道条例施行規則の改正になるので、市長決裁の手続を行うことになるが、この間、行財政改革で議会のほうでも減免の見直しは報告してきたところなので、議会への報告も併せて行うつもりである。

(浦谷委員)

資料2-①で、減免(調定時)の医療施設の比率が高いのが気になる。医療施設は様々な優遇を受けているとは思いますが、他の市町村でもそうなのか。また、減免方法はどのようにしているのか。

(事務局)

小金井市では社会福祉的な観点から対象としているが、医療施設を減免対象としているのは、多摩地区では小金井市を含め3市である。減免方法は下水道使用料の20%を減免している。

(楠本委員)

資料2-②の小金井市の高齢者世帯に係る減免基準を見ると、市民税所得割が非課税の方というのは二つのケースがあると思う。一つは生活が困窮している方で、もう一つは十分な資産があって働く必要がなく、所得がない方がいると思う。この対象を見直した場合、困窮している方に対応する手立てはあるのか。

(事務局)

高齢者世帯に係る減免を実施している他自治体のように現実的には対象者がほとんどいない老齢福祉年金の受給者を規定するのは難しいと考える。65歳以上の高齢者を減免対象の高齢者と見るかを検討いただきたいと考える。

現在、小金井市の下水道会計の経営状況は、安定はしているが管きよの老朽化に伴い、将来的に多額の費用が必要となってくる。今後高齢人口が増え、少子高齢化になると、我々の子供、孫の世代に負担を強いることになる。世代間の不公平性をなくすためにも、高齢者世帯に係る減免を見直したいと考えている。

(南委員)

減免の申請というのは、1回申請すればそれで終わりなのか、それとも毎年申請するものなのか。

(事務局)

最初に申請して承認されたものについては、翌年からは申請者の方の状況も変わってくるので、「現況届」という現況報告をする届を出していただき、個別に要件を満たしているか確認をさせていただいている。

(高木委員)

資料2-①の還付減免の対象で「営業者」とは何か。

(事務局)

対象となっているのは、理容店や豆腐製造業などの営業者で、使用した下水が一定分量を超えないと減免対象にならないので、件数としては少ない。

(貞包委員)

今回の議題は、調定時減免を見直し対象として考えなくていいのか。それともこの区分を含めてか。

(事務局)

今回は65歳以上の者のみの世帯に焦点を当てているが、基本的には全体としての見直しを考えている。

### 3 その他

特になし。

閉会

\*各議題の会議録・資料については、図書館本館、議会図書館(小金井市役所本庁舎4階)、情報公開コーナー(小金井市役所第二庁舎6階)にて閲覧できます。